

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領の一部改正

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領（平成 16 年 10 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(別表)			(別表)		
評価区分	評価項目	略	評価区分	評価項目	略
福祉サー ビス第三 者評価	評価項目 ①共通評価項目 厚生労働省通知 (注 1 ア) に定 める評価項目 ②内容評価項目 厚生労働省通知 (注 1 イ～ケ) に定める評価項 目		福祉サー ビス第三 者評価	評価項目 ①共通評価項目 厚生労働省通知 (注 1 ア) に定 める評価項目 ②内容評価項目 厚生労働省通知 (注 1 イ～ク) に定める評価項 目	
地域未着 型サービ ス外部評 価	略		地域未着 型サービ ス外部評 価	略	
注 1 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知 ア～カ 略 キ 「社会的養護関係施設における第三者 評価及び自己評価の実施について」 <u>(令 和 7 年 3 月 31 日付こ支家第 154 号こども 家庭庁支援局長通知)</u> ク～ケ 略			注 1 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知 ア～カ 略 キ 「社会的養護関係施設における第三者 評価及び自己評価の実施について」 <u>(平 成 30 年 3 月 30 日付子発 00330 第 8 号、 社援発 0330 第 42 号厚生労働省子ども家 庭局長ほか 1 局長通知)</u> ク～ケ 略		
注 2 「「地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準」第 97 条第 8 項 等に規定する自己評価・外部評価の実施等 について」(平成 18 年 10 月 17 日付老計発 第 1017001 号(最終改正令和 3 年 3 月 16 日 付老高発 0316 第 3 号・老認発 0316 第 6 号・ 老老発 0316 第 5 号)厚生労働省老健局計画 課長通知)ただし、「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介 護」「看護小規模多機能型居宅介護」を除 く。			注 2 「「地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準」第 72 条第 2 項 及び第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・ 外部評価の実施等について」(平成 18 年 10 月 17 日付老計発第 1017001 号(最終改正平 成 21 年 3 月 27 日付老計発第 0327001 号) 厚生労働省老健局計画課長通知)ただし、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小 規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機 能型居宅介護」を除く。		

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 20 日から施行する。